

学校法人 順天堂 寄附 行為

学校法人 順 天 堂

学校法人 順天堂 寄附行為

[昭和26年2月21日 文部大臣認可 規第25-1号]

改正	昭和26年8月3日	昭和34年4月1日	昭和35年10月28日	昭和35年11月24日
	昭和38年4月10日	昭和40年4月1日	昭和44年12月15日	昭和47年4月1日
	昭和51年7月1日	昭和51年11月2日	昭和53年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和63年12月22日	平成3年8月29日	平成4年12月21日	平成8年7月31日
	平成9年2月12日	平成15年11月27日	平成17年3月31日	平成18年7月21日
	平成19年4月1日	平成19年6月11日	平成19年8月7日	平成22年4月1日
	平成26年12月18日	平成30年8月31日	令和2年1月14日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和4年8月31日	

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人順天堂という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を東京都文京区本郷2丁目1番1号に置く。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令の規定によるほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び設置する学校

(目 的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

順天堂大学 大学院

医学研究科

スポーツ健康科学研究科

医療看護学研究科

保健医療学研究科

医学部

医学科

スポーツ健康科学部

スポーツ科学科

スポーツマネジメント学科

健康学科

スポーツ健康科学科

医療看護学部	看護学科
保健看護学部	看護学科
国際教養学部	国際教養学科
保健医療学部	理学療法学科
	診療放射線学科
医療科学部	臨床検査学科
	臨床工学科
健康データサイエンス学部	健康データサイエンス学科

第 3 章 役 員

(役 員)

第 6 条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理 事 19名以上24名以内
- 二 監 事 2名

(善管注意義務)

第 6 条の 2 役員は、法令及び寄附行為を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって職務にあたるものとする。

(理事の選任)

第 7 条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 順天堂大学学長
- 二 順天堂大学医学部長
- 三 順天堂大学スポーツ健康科学部長
- 四 順天堂大学医療看護学部長
- 五 順天堂大学保健看護学部長
- 六 順天堂大学国際教養学部長
- 七 順天堂大学保健医療学部長
- 八 順天堂大学医学部附属順天堂医院長
- 九 順天堂大学医学部附属静岡病院長
- 十 順天堂大学医学部附属浦安病院長
- 十一 順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院長
- 十二 順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター院長
- 十三 順天堂大学医学部附属練馬病院長
- 十四 評議員の互選により選任された者 3名以上5名以内
- 十五 学識経験者のうちから前各号に掲げる理事の過半数の議決により選任された者 3名以上6名以内

2 前項第一号から第十四号までの理事は、それぞれ学長、学部長、病院長又は評議員の職を退いた

ときは、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第8条 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは専務理事が、理事長・専務理事双方に事故があるとき、又は欠けたときは理事会においてあらかじめ定めた理事が、それぞれ理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行なう。

(理事の代表権の制限)

第9条 理事長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(専務理事、常務理事)

第10条 理事長は、理事会の承認を経て、理事のうちから専務理事1名、常務理事2名以内を置くことができる。

2 専務理事は、理事長を補佐する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

(業務担当理事)

第11条 理事長は、理事会の承認を経て、理事のうちから業務担当理事若干名を置くことができる。

2 業務担当理事は、その担当する業務を掌理し、当該業務の執行上の責に任ずる。

(理事会)

第12条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から、又は評議員会から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、少なくとも会議の4日前までに、各理事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員又は評議員会議長は、理事会を招集することができる。

8 前項及び第16条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事(ただし、第12項の規定により排斥される理事を除く。)の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した

者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次の各号に掲げる事項については、出席した理事の3分の2以上の議決を要するものとする。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

12 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

（議事録）

第13条 理事会の議事録には、開催の期日及び場所並びに議決事項その他必要と思われる事項を記載し、議長及び出席理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印のうえ、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

2 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

（監事の選任）

第14条 監事は、この法人の理事、職員（この法人が設置する学校その他の施設に勤務する教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することが出来る者を選任するものとする。

（常任監事）

第15条 理事長は、理事会の承認を経て、監事のうちから常任監事1名を置くことができる。

2 常任監事は、常勤とし、第16条に定める監事の職務を行なうものとする。

（監事の職務）

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

- 一 この法人の業務を監査すること
- 二 この法人の財産の状況を監査すること
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告すること
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意

見を述べること

- 2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第17条 役員(第7条第一号より第十三号までに掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とすることができる。
- 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、なお、その職務(理事長、専務理事又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行なう。

(役員補充)

第18条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合において理事会及び評議員会におけるそれぞれ3分の2の議決があったときは、その任期中であっても、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反した場合
- 二 職務上の義務に著しく違反した場合
- 三 この法人の名誉を著しく傷つけた場合
- 四 心身の故障のため職務の執行に堪えない場合

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第三十八条第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(責任免除)

第19条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第19条の3 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に

限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(役員の報酬)

第20条 役員は、有給とすることができる。

2 役員の報酬は、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

第4章 評議員会

(評議員会の組織)

第21条 この法人に評議員会を置き、39名以上50名以内の評議員をもって組織する。

(評議員の選任)

第22条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員のうちから理事会において選任された者 11名以上14名以内
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25歳以上の者のうちから理事会において選任された者 5名以上7名以内
 - 三 この法人の理事長
 - 四 順天堂大学学長
 - 五 前二号に掲げる理事以外の理事のうちから理事会において選任された者 6名以上9名以内
 - 六 学識経験者のうちから評議員会において選任された者 15名以上18名以内
- 2 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる評議員は、それぞれ職員、理事長、学長又は理事の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第23条 第17条の規定は、評議員に準用する。

(評議員の解任及び退任)

第23条の2 評議員が次の各号に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(議長)

第24条 評議員会の議長は、理事長とする。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、評議員会において、あらかじめ定めた評議員が、議長の職務を代理し、又は議長の職務を行なう。

(評議員会)

第25条 評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、評議員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求のあったときは、請求のあった日から20日以内に、評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会を招集するには、少なくとも会議の7日前までに、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

4 評議員会は、評議員（ただし、第8項の規定により除斥される評議員を除く。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 評議員会の議事録については、第13条の規定を準用する。ただし、この場合は議長及び出席評議員のうち2名以上が署名押印するものとする。

(諮問事項)

第27条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算及び事業計画

二 事業に関する中期的な計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 寄附金の募集に関する事項

七 寄附行為の変更

八 寄附行為の施行規則に関する事項

九 合併

十 目的たる事業の成功の不能による解散

十一 その他理事長が、この法人の業務に関して重要と認める事項

第 5 章 顧 問

(顧 問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第29条 この法人の資産は、次の通りとする。

- 一 財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる果実
- 三 授業料、入学金及び試験料
- 四 附属病院収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(資産の管理、処分)

第31条 この法人の資産は、理事長が管理し処分する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、附属病院収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに、理事長が編成して、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第35条 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書等計算書類、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成するものとする。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事業所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第36条の3 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第7章 解 散

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人の解散（合併及び破産による解散を除く。）に伴う残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育の事業を行なう者のうちから、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経て選定する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この法人の寄附行為を変更するには、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第41条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、順天堂大学の掲示場に掲示して行なう。

(施行規則)

第43条 この寄附行為の施行規則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長	佐藤 達次郎
理事	有山 登
理事	佐藤 亨
理事	東 俊郎
理事	江川 英文
理事	望月 郁三
理事	加藤 譲
監事	松本 本松
監事	加藤 成之

2 前項の役員は、組織変更後すみやかに第7条及び第15条の規定によって新たな役員が選任されるまで、この法人の役員となる。

3 組織変更後最初の評議員の選任にかぎり第23条第1項にいう理事会は、附則第1項に掲げる理事をもって構成する理事会とする。

4 組織変更後最初の施行規則の制定にかぎり第43条にいう理事会は、附則第1項に掲げる理事をもって構成する理事会とする。

附 則

この寄附行為は、昭和26年2月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和26年8月3日から施行し、昭和26年4月27日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和35年10月28日から施行し、昭和26年12月14日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和35年11月24日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和38年4月10日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年12月15日から施行し、昭和44年5月28日から適用する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和47年4月1日から施行する。

2 現に理事及び監事の職にあるものの任期は、改正前の寄附行為第18条第1項の規定に拘わらず、

この寄附行為施行の前日までとする。

附 則

この寄附行為は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年11月2日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年8月29日）から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年7月31日）から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年2月12日）から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年3月31日）から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年7月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年11月30日 文部科学大臣の認可を受け、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年6月11日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年8月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年12月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年1月14日）から施行する。

附 則

令和2年1月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年8月31日）から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新

旧

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 順天堂大学

大学院 医学研究科
 スポーツ健康科学研究科
 医療看護学研究科
 保健医療学研究科

医学部 医学科

スポーツ健康科学部

スポーツ科学科

スポーツマネジメント学科

健康学科

スポーツ健康科学科

医療看護学部 看護学科

保健看護学部 看護学科

国際教養学部 国際教養学科

保健医療学部

理学療法学科

診療放射線学科

医療科学部

臨床検査学科

臨床工学科

健康データサイエンス学部

健康データサイエンス学科

薬学部

薬学科

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日
 (令和 年 月 日) から施行する。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 順天堂大学

大学院 医学研究科
 スポーツ健康科学研究科
 医療看護学研究科
 保健医療学研究科

医学部 医学科

スポーツ健康科学部

スポーツ科学科

スポーツマネジメント学科

健康学科

スポーツ健康科学科

医療看護学部 看護学科

保健看護学部 看護学科

国際教養学部 国際教養学科

保健医療学部

理学療法学科

診療放射線学科

医療科学部

臨床検査学科

臨床工学科

健康データサイエンス学部

健康データサイエンス学科

(新 設)

(新 設)

(新 設)

新 旧 の 比 較 対 照 表

新

旧

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 順天堂大学

大学院 医学研究科
 スポーツ健康科学研究科
 医療看護学研究科
 保健医療学研究科
国際教養学研究科

医学部 医学科
 スポーツ健康科学部
 スポーツ科学科
 スポーツマネジメント学科
 健康学科
 スポーツ健康科学科
 医療看護学部 看護学科
 保健看護学部 看護学科
 国際教養学部 国際教養学科
 保健医療学部
 理学療法学科
 診療放射線学科
 医療科学部
 臨床検査学科
 臨床工学科
 健康データサイエンス学部
 健康データサイエンス学科

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日
 (令和 年 月 日) から施行する。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 順天堂大学

大学院 医学研究科
 スポーツ健康科学研究科
 医療看護学研究科
 保健医療学研究科
(新 設)

医学部 医学科
 スポーツ健康科学部
 スポーツ科学科
 スポーツマネジメント学科
 健康学科
 スポーツ健康科学科
 医療看護学部 看護学科
 保健看護学部 看護学科
 国際教養学部 国際教養学科
 保健医療学部
 理学療法学科
 診療放射線学科
 医療科学部
 臨床検査学科
 臨床工学科
 健康データサイエンス学部
 健康データサイエンス学科

(新 設)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類													
区 分	年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	開設年度の前年度	開設年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	施 設	基 準 内	527	14,787	257,156	3,675,039	6,476,544	—	—	—	—	—	10,424,053
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	設 備	図 書	—	—	—	3,506	3,406	3,088	—	—	—	—	10,000
		教 具 校 具 備 品	—	—	—	881,696	1,127,600	612,813	—	—	—	—	2,622,109
		小 計	527	14,787	257,156	4,560,241	7,607,550	615,901	0	0	0	0	13,056,162
新設校の開設年度の経常経費			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
合 計			527	14,787	257,156	4,560,241	7,607,550	615,901	0	0	0	0	13,056,162

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	146,672 千円
		基 準 外	384,146 千円
	設 備	図 書	299,899 千円
		教 具・校 具・備 品	10,733 千円

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類								
区 分	年 度		令和4 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和7 年度	合 計	
			千円	千円	千円	千円	千円	
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	
	施設	基 準 内	—	—	—	—	—	
		基 準 外	—	—	—	—	—	
	設備	図 書		—	—	—	—	
		教 具 具 具 品		—	2,066	—	—	2,066
		小 計		0	2,066	0	0	2,066
新設校の開設年度の経常経費								
合 計			0	2,066	0	0	2,066	

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	25,963 千円
		基 準 外	— 千円
	設備	図 書	2,726 千円
		教 具 ・ 校 具 ・ 備 品	1,375 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	13,056,162千円	令和4年度までに学納金等事業活動収入から積立てた現金預金から令和2年度に527千円、令和3年度に14,787千円、令和4年度に257,156千円を支出し、その残71,664,847千円のうち12,783,692千円を財源に充当する。 ※なお、別途令和5年度開設の健康データサイエンス学部に支払残額3,677,718千円がある。
合 計	13,056,162千円	

(注)

- 1 第2号基本金から財源充当する場合には、組入計画表を添付すること。
- 2 「資産売却収入」を財源とする場合には、売買契約書等の写しを、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	2,066千円	令和4年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金71,664,847千円のうち2,066千円を財源に充当 ※なお、別途令和5年度開設の健康データサイエンス学部に支払残額3,677,718千円がある。
合 計	2,066千円	

(注)

- 1 第2号基本金から財源充当する場合には、組入計画表を添付すること。
- 2 「資産売却収入」を財源とする場合には、売買契約書等の写しを、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。

財 産 目 録 総 括 表

科 目 \ 年 度	令和3年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和4年度末 (開設年度の前年度)	申請時 (令和5年3月31日)
一 基本財産	220,366,659千円	224,584,260千円	224,584,260千円
二 運用財産	119,190,022千円	133,079,407千円	133,079,407千円
三 負債額	60,553,933千円	73,045,847千円	73,045,847千円
1 固定負債	39,240,878千円	47,024,920千円	46,976,462千円
2 流動負債	21,313,055千円	26,069,385千円	26,069,385千円
四 基本財産+運用財産	339,556,681千円	357,663,667千円	357,663,667千円
五 純資産(四-三)	279,002,748千円	284,617,820千円	284,617,820千円

貸借対照表

令和 5年 3月 31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	248,170,603,703	241,508,880,454	6,661,723,249
有形固定資産	224,584,259,929	220,366,659,009	4,217,600,920
特定資産	13,643,000,000	13,173,000,000	470,000,000
その他の固定資産	9,943,343,774	7,969,221,445	1,974,122,329
流動資産	109,493,063,702	98,047,800,563	11,445,263,139
資産の部合計	357,663,667,405	339,556,681,017	18,106,986,388
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	46,976,462,819	39,240,877,919	7,735,584,900
流動負債	26,069,385,086	21,313,055,263	4,756,329,823
負債の部合計	73,045,847,905	60,553,933,182	12,491,914,723
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	407,227,022,549	389,726,005,665	17,501,016,884
第1号基本金	392,313,022,549	375,987,005,665	16,326,016,884
第2号基本金	483,000,000	483,000,000	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	14,431,000,000	13,256,000,000	1,175,000,000
繰越収支差額	△ 122,609,203,049	△ 110,723,257,830	△ 11,885,945,219
純資産の部合計	284,617,819,500	279,002,747,835	5,615,071,665
負債及び純資産の部合計	357,663,667,405	339,556,681,017	18,106,986,388

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事業規模等	事 業 費	財 源	実施時期	備 考
令和5年度	浦安・日の出キャンパスⅡ期 校舎建設工事(薬学部)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建、 延床面積11,606㎡			令和3年10月着工 令和5年7月完成予定	薬学部
	浦安・日の出キャンパスⅡ期 校舎建設工事(薬学部以外の 学部共用)					薬学部以外の学部
	浦安・日の出キャンパスⅢ期 校舎建設工事(薬学部)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建、 延床面積16,159㎡			令和5年8月着工 令和7年1月完成予定	薬学部
	浦安・日の出キャンパスⅢ期 校舎建設工事(薬学部以外の 学部共用)					薬学部以外の学部
	薬学部図書	内国書660冊、外国書77冊、内国誌14 種・増刊・別冊			令和5年度末 ～令和7年度末	薬学部
	浦安・日の出キャンパスⅢ期 什器・備品(薬学部)	什器6,361点、AVシステム23式、ネット ワークシステム1式、電話設備1式、実 験・実習用設備1,675点、動物関連設備 3,703点、実験台・ドラフト等667点、実 務実習機器309点、実務実習什器127 点、入退館システム1式			令和5年度末 ～令和7年度末	薬学部
	浦安・日の出キャンパスⅢ期 什器・備品(薬学部以外の学部 共用)					薬学部以外の学部
大学院国際教養学研究科設備	研究室用ノートパソコン12台			令和6年3月末	大学院国際教養学研究科	

(仮称)元町ウエルネスパーク 整備事業	新築:地上4階/地下2階 RC造 7,895㎡(文京区と共同利用) 既存改修:地上3階 RC+S造 1,762㎡(文京区と共同利用)			令和5年1月着工～令 和7年3月竣工予定	大学付随事業
浦和美園新キャンパス(仮称) 整備事業基本設計	病院棟、大学・大学院棟 埼玉県さいたま市緑区美園三丁目 同 岩槻区美園東二丁目			未定	医学部附属病院等
さくらキャンパス 新体育館・プール建設	延床面積6,123㎡ 温水50mプール、多目的体育館			令和5年7月竣工予定	スポーツ健康科学部
さくらキャンパス周辺 陸上競技部駅伝寮建設	現在検討中 収容人数約50名			令和6年3月竣工予定	スポーツ健康科学部
さくらキャンパス2号館 講義室改修工事	令和4年2室、令和5年2室、令和6年5 室、令和7年4室、合計13室			令和4年～令和7年	スポーツ健康科学部
さくらキャンパス 新体育館・プール・診療所設備	移動式バスケットボールゴール、プー ル備品、一般撮影装置等			令和5年9月納品予定	スポーツ健康科学部
さくらキャンパス 運動場人工芝更新	105m×68m(サッカー場) 100m×60m(ラグビー場)			令和5年度中	スポーツ健康科学部
三島キャンパス 講義棟新築工事	鉄骨造3階建、 延床面積3,960.30㎡			令和5年1月着工～ 令和6年3月末	保健看護学部
順天堂医院1号館 既存遡及EV耐震改修	鉄骨・鉄筋コンクリート造16階建(地下3 階)、延面積54,434㎡			平成30年4月着工 令和7年3月完成予定	医学部附属病院
順天堂医院1号館 手術・中材部門改修	鉄骨・鉄筋コンクリート造16階建(地下3階)			令和3年2月着工 令和7年11月完成予定	医学部附属病院
順天堂医院1号館 設備改修(配管等)	鉄骨・鉄筋コンクリート造16階建(地下3階)			令和5年10月着工予定 令和7年3月完成予定	医学部附属病院
本郷二丁目留学生寮計画 新築工事	鉄骨造11階建(地下無し)			令和5年7月着工 令和6年7月完成予定	留学生寮
本郷二丁目留学生寮計画に 伴う解体撤去工事				令和4年9月着工 令和5年4月完了	既存建物解体

	静岡病院 増改築工事	鉄筋コンクリート造7階建(地下1階)延床面積20,688㎡、改修面積8,359㎡			平成31年着工 令和6年竣工予定	医学部附属病院
	静岡病院 職員師宿舎(看護師用)建設	伊豆の国市内病院周辺、鉄骨造3階建、延床面積1,800㎡、42室			令和4年着工 令和5年竣工予定	医学部附属病院
	浦安病院 外来Ⅱ期改修工事	改修面積 5,449 ㎡			令和5年8月着工 令和8年12月完成予定	医学部附属病院
	浦安病院 病棟改修工事	改修面積 8,373 ㎡			令和5年8月着工 令和7年12月完成予定	医学部附属病院
	浦安病院 電気室、受水槽、RI処理設備改修工事				令和5年8月着工 令和8年12月完成予定	医学部附属病院
	浦安病院 結核患者収容モデル病室改修工事	改修面積 89.46 ㎡			令和5年11月着工 令和6年2月完成予定	医学部附属病院
	越谷病院新棟建設	地上 6 階			令和5年度着工 令和8年2月完成予定	医学部附属病院
	練馬病院 新2号館増築工事	地下 1 階・地上 4 階 建築面積 1,142.83 ㎡			令和5年6月着工 令和6年7月完成予定	医学部附属病院
	附属病院医療機器購入	MRI装置等			令和5年度購入	医学部附属病院合計
令和6年度	さくらキャンパス クラブハウス新築	詳細検討中(旧プール跡地活用)			令和6年度中	スポーツ健康科学部
	さくらキャンパス 啓心寮(男子寮)大規模修繕	男子寮3棟・共用棟の大規模修繕			未定	スポーツ健康科学部
	三島キャンパス 新講義棟用AV機器等	プロジェクター・スクリーン、操作卓一式、ディスプレイ、ネットワーク導入			令和6年4月導入	保健看護学部
	三島キャンパス 新講義棟用什器類	什器類、ロッカー、入室管理システム、監視カメラ、電話、印刷機等			令和6年4月導入	保健看護学部
	附属病院医療機器購入	MRI装置等			令和6年度購入	医学部附属病院合計
令和7年度	附属病院医療機器購入	MRI装置等			令和6年度購入	医学部附属病院合計

令和8年度	練馬病院 6号館増築工事	地下2階・地上3階 建築面積5,536㎡			令和9年度着工	医学部附属病院
	附属病院医療機器購入	MRI装置			令和8年度購入	医学部附属病院
令和9年度	練馬病院 1号館改修工事	改修面積800㎡			令和9年度着工	医学部附属病院
	附属病院医療機器購入	放射線治療装置、位置決めCT装置			令和9年度購入	医学部附属病院
令和10年度	該当なし					
令和11年度	附属病院医療機器購入	CT装置			令和11年度購入	医学部附属病院

資金収支予算決算総括表

(単位 千円)

(収入の部)

年度 科目	開設年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		完成年度	
	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)
学生生徒納付金収入	414,000	4,125	774,000	8,250	1,134,000	8,250	1,494,000	8,250	1,854,000	8,250	2,214,000	8,250
手数料収入	51,000	164	51,000	327	51,000	327	51,000	327	51,000	328	51,000	328
寄付金収入	2,000	7	2,000	14	3,000	14	3,000	14	3,000	14	3,000	14
補助金収入	10,000	904	10,000	1,805	10,000	1,794	10,000	1,787	10,000	1,787	10,000	1,787
資産売却収入												
付随事業・収益事業収入												
受取利息・配当金収入												
雑収入	3,000		4,000	216	5,000		5,000		5,000		5,000	
借入金等収入												
前受金収入	322,500	1,500	321,000	3,000	321,000	3,000	321,000	3,000	321,000	3,000	321,000	3,000
その他の収入												
資金収入調整勘定	-117,600	-1,500	-117,600	-1,500	-117,600	-1,500	-117,600	-1,500	-117,600	-1,500	-117,600	-1,500
前年度繰越支払資金			-9,453,520	-445	-10,165,725	-183	-10,619,206	284	-10,442,940	994	-10,031,579	1,643
収入の部合計	684,900	5,201	-8,409,120	11,667	-8,759,325	11,703	-8,852,806	12,162	-8,316,540	12,874	-7,545,179	13,523

(支出の部)

(単位 千円)

年度 科目	開設年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		完成年度	
	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)
人件費支出	515,150	3,048	548,706	6,671	637,881	6,220	658,134	5,959	673,039	6,011	686,396	6,059
教育研究経費支出	400,000	2,064	500,000	4,118	600,000	4,138	700,000	4,149	800,000	4,159	850,000	4,180
管理経費支出	80,000	367	90,000	731	100,000	731	110,000	731	120,000	731	130,000	731
借入金等利息支出												
借入金等返済支出												
施設関係支出	7,961,495	52		103		103		103		103		103
設備関係支出	1,179,775	104	615,899	206	520,000	206	120,000	206	120,000	206	120,000	206
資産運用支出												
その他の支出	10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000	
[予備費]	2,000	10	2,000	21	2,000	21	2,000	21	2,000	21	2,000	21
資金支出調整勘定	-10,000		-10,000		-10,000		-10,000		-10,000		-10,000	
翌年度繰越支払資金	-9,453,520	-445	-10,165,725	-183	-10,619,206	284	-10,442,940	994	-10,031,579	1,643	-9,333,575	2,223
支出の部合計	684,900	5,201	-8,409,120	11,667	-8,759,325	11,703	-8,852,806	12,162	-8,316,540	12,874	-7,545,179	13,523

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

年度		開設年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		完成年度			
		新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)	新設校分 (薬学部)	新設校分 (国際教養学 研究科)		
教育活動 収支	収入	学生生徒等納付金	414,000	4,125	774,000	8,250	1,134,000	8,250	1,494,000	8,250	1,854,000	8,250	2,214,000	8,250	
		手数料	51,000	164	51,000	327	51,000	327	51,000	327	51,000	328	51,000	328	
		寄付金	2,000	7	2,000	14	3,000	14	3,000	14	3,000	14	3,000	14	
		経常費等補助金	10,000	904	10,000	1,805	10,000	1,794	10,000	1,787	10,000	1,787	10,000	1,787	
		付随事業収入													
		雑収入	3,000		4,000	216	5,000		5,000		5,000		5,000		5,000
		教育活動収入 計	480,000	5,201	841,000	10,612	1,203,000	10,386	1,563,000	10,378	1,923,000	10,380	2,283,000	10,380	
	支出	人件費	529,883	3,128	564,353	6,433	656,079	6,250	678,439	6,112	692,219	6,166	705,959	6,216	
		教育研究経費	490,313	2,856	1,432,883	5,635	1,644,064	5,566	1,809,925	5,610	1,931,743	5,644	2,003,561	5,709	
		管理経費	81,291	373	91,694	741	102,057	741	110,664	741	120,664	741	130,664	741	
		徴収不能額等													
		教育活動支出 計	1,101,487	6,357	2,088,929	12,809	2,402,200	12,557	2,599,027	12,464	2,744,626	12,552	2,840,184	12,667	
		教育活動収支差額	-621,487	-1,156	-1,247,929	-2,197	-1,199,200	-2,171	-1,036,027	-2,086	-821,626	-2,172	-557,184	-2,287	
教育活動 外収支	収入	受取利息・配当金													
		その他の教育活動外収入													
		教育活動外収入 計													
	支出	借入金等利息													
		その他の教育活動外支出													
教育活動外支出 計															
教育活動外収支差額															
経常収支差額	-621,487	-1,156	-1,247,929	-2,197	-1,199,200	-2,171	-1,036,027	-2,086	-821,626	-2,172	-557,184	-2,287			
特別 収支	収入	資産売却差額													
		その他の特別収入		10		21		21		21		21		21	
		特別収入 計		10		21		21		21		21		21	
	支出	資産処分差額													
		その他の特別支出													
特別支出 計															
特別収支差額		10		21		21		21		21		21			
〔 予備費 〕		2,000	10	2,000	21	2,000	21	2,000	21	2,000	21	2,000	21		
基本金組入前当年度収支差額		-623,487	-1,156	-1,249,929	-2,197	-1,201,200	-2,171	-1,038,027	-2,086	-823,626	-2,172	-559,184	-2,287		
基本金組入額合計		-9,141,270	-195	-697,899	-285	-532,000	-315	-137,000	-295	-131,000	-295	-130,000	-315		
当年度収支差額		-9,764,757	-1,351	-1,947,828	-2,482	-1,733,200	-2,487	-1,175,027	-2,381	-954,626	-2,467	-689,184	-2,602		
前年度繰越収支差額				-9,764,757	-1,351	-11,712,585	-3,832	-13,445,785	-6,319	-14,620,813	-8,700	-15,575,438	-11,167		
基本金取崩額															
翌年度繰越収支差額		-9,764,757	-1,351	-11,712,585	-3,832	-13,445,785	-6,319	-14,620,813	-8,700	-15,575,438	-11,167	-16,264,622	-13,769		

(参考)

事業活動収入 計	480,000	5,211	841,000	10,632	1,203,000	10,406	1,563,000	10,399	1,923,000	10,400	2,283,000	10,401
事業活動支出 計	1,103,487	6,367	2,090,929	12,830	2,404,200	12,578	2,601,027	12,485	2,746,626	12,573	2,842,184	12,687